

お見逃し
なく！

企業はどう対応すればよい？



働き方改革への取り組みセミナー

働き方改革関連法が、2018年6月29日の参院本会議で可決、成立しました。
施行は2019年4月ですが、中小企業については、時間外労働の罰則付き上限規制は2020年4月より適用、同一労働同一賃金の適用は、大企業2020年4月、中小企業は2021年4月からとなっています。

いずれにしても各企業は法改正に向けた対策が必要となります。

まずは「働き方改革」と自社の現状を把握し、今からどう取り組んでいくかが重要です。

経営者の皆様、働き方改革推進担当者の皆様は、ぜひご参加下さい。

《セミナー内容》

◆働き方改革関連法と改正概要の解説

関連する8つの法律と、今回の改正概要について解説します。

◆企業が今、始めるべきこと

現状を把握するために今できること、働き方改革への取り組み方を紹介します。

◆働き方改革対応の事例紹介

RPA(ロボットによる業務自動化)・勤怠システムの導入・年次有給休暇の取得促進
テレワーク等の促進・フレックスタイム制の導入 等、具体的な事例を紹介します。

講師：あおば社会保険労務士法人

社会保険労務士 藤原英理・佐野高根・新井淳子

受講料
無料

東京・大阪
企画中

《2回開催》 ※内容は同じです。開催場所が異なりますのでご注意ください。

日程①

2018年9月5日(水) 午前10時～12時
会場：三島商工会議所4階(会議室C・D)
静岡県三島市一番町2-29
定員：50名(定員になり次第締切)

日程②

2018年9月13日(木) 午後3時～5時
会場：あおば社会保険労務士法人
4Fセミナールーム
静岡県三島市寿町3-39田代ビル
定員：30名(定員になり次第締切)

裏面の申込書をご記入の上、FAXでお申し込み下さい。受講票を郵送させていただきます。
※定員になり次第締切とさせていただきます。

お申込みについてご不明点は
お気軽にお問合せください。

お問合せ：あおば社会保険労務士法人セミナー係 (TEL 055-983-6770)



静岡オフィス
〒411-0039
静岡県三島市寿町3-39 田代ビル2A
TEL 055-983-6770 FAX 055-983-6771
0120-39-6064

東京オフィス
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-22-11 豊澄ビル4階
TEL 03-6430-9450 FAX 03-6430-9451
MAIL a-info@aoba-sr.com URL www.aoba-sr.com

大阪オフィス
〒543-0052
大阪府大阪市天王寺区大道5-7-4 SKアカデミービル3F
TEL 06-6776-8480 FAX 06-6776-8481

FAX 055-983-6771

◆ セミナー参加申込書 ◆

～働き方改革への取り組みセミナー～

申込日 2018年 月 日

※参加希望日：ご希望の日程に○印をお願いします。

第一希望	日程① 9月5日（水） 午前（会場：三島商工会議所） 日程② 9月13日（木） 午後（会場：あおばセミナールーム）		
第二希望	日程① 9月5日（水） 午前（会場：三島商工会議所） 日程② 9月13日（木） 午後（会場：あおばセミナールーム）		
貴社名			
役職/氏名 ①		役職/氏名 ②	
TEL			
メール アドレス	※お役立ち情報等をお送りする際に利用させていただきます		
住所	〒 - ※受講票やお役立ち情報等をお送りする際に利用させていただきます		
ご質問等	※働き方改革についてのご質問、ご要望、確認したい点等、何かありましたら予めお知らせいただけましたら準備いたします。（個別にご回答させていただく場合があります）		

会場：日程①



三島商工会議所
静岡県三島市一番町2-29

会場：日程②



あおば社会保険労務士法人
静岡県三島市寿町3-39 田代ビル

※駐車場は御座いませんので
予めご了承ください。
近隣のコインパーキングを
ご利用下さい。

※定員になり次第締め切りとなります。申込み受付完了後受講票をお送り致します。